

設計・工事監理業務の説明の難しさ  
 (補論：業務の行為債務性)

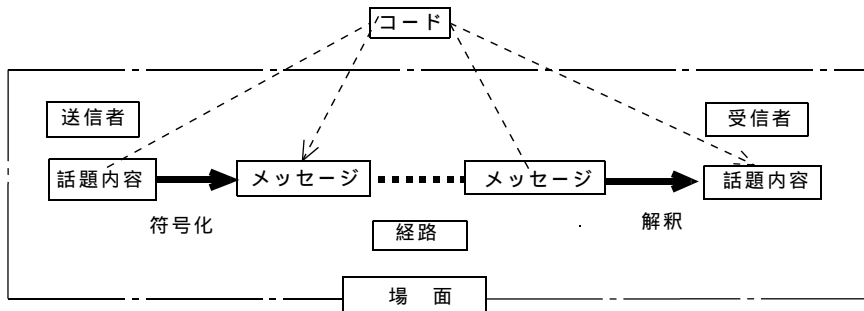
1. 古典的コミュニケーションモデルの対称性

(池上嘉彦「伝達と意味作用」1982 「言語学から記号論へ」勁草書房 p8)

設計契約は、建築主の要求(日常言語)を基礎に、これを実現する設計図書(工学的言語記号)を作成する約束であるから、広い意味のコミュニケーションの一形態と考えられる。

記号論又は言語学において、コミュニケーションのモデルは複数あるが、代表的なものは次図の通りである。これはオリジナルは Jakobson (1960) で、Hymes (1962) により修正されたものとされる。

図1 古典的コミュニケーションモデル



ここで、「コード」は、「辞書部門」と「文法部門」から構成されているとされ、情報伝達や意味作用の基本を支えている。また、「場面」は、伝達と意味作用に関し「コード」と相補的な役割を果たすものとされる。

即ち、送信者が自己の「話題内容」を「コード」と「場面」を参照しながら日常言語に「符号化」し、「メッセージ」(話し言葉又は文字等)として、空気振動又は紙等の「経路」を通じて受信者に伝達する。受信者は、受け取った「メッセージ」を同様に「コード」と「場面」を参照してこれらを「解釈」し、「話題内容」を理解する。このとき、メッセージに曖昧さ又は多義性が残る場合等は、他のメッセージの「コンテクスト」を利用して解釈される。

このモデルは、一方向の情報の流れを示しているが、現実のコミュニケーションにおいては、しばしば当事者が相互に送信者・受信者となり、上記のプロセスを通じて情報の交換を行う。

コミュニケーションモデルにおいては、上記の図のように「送信者」と「受信者」が共通の「コード」と「場面」(以下、エーコに従って「場面」は「状況」とする。定義は次頁参照)を基盤として、対称に配置されている。

「平等な契約」とは、その基礎にこの様な構造を想定しているのではなかろうか。しかし現実にはこの対称性が破れる場合がむしろ一般的であると考えられる。

2. 現在のコミュニケーションモデル

(Umberto Eco "A THEORY OF SEMIOTICS" 1976、「記号論」岩波書店 1980)

現実のコミュニケーションは、古典的なモデルでは説明しきれない複雑多様なものであることは、多くの論者により既に明らかにされている。

特徴的な点の一つは、コード化された「メッセージ」が特定の発信点(送信者)から発せられたものでありながら、同時にそれ自体が新たに「情報発信点としてのメッセージ」として機能し、「コード」も「状況」も送信者と受信者では一致しない(P247)。(「言葉の一人歩き」)

このメカニズムは、「コード」、「コンテクスト」、「状況」がコミュニケーション関係者で異なり、しかも厳格には拘束されず、場合により変更も許容することに由来すると説明されている。これを言語学/記号論では、一般に「開かれた」構造と呼んでいる。

従って、現実のコミュニケーションは、目的が情報のギャップを埋めるためのものであるから、「非対称」であることがむしろ「通常」である。「コード」、「コンテキスト」及び「状況」の共通性が高いに過ぎないと考えられる。

(注)

コンテキスト context：同じ記号体系に属する他の記号媒体により構成される環境（文脈）

状況 circumstances：異なる記号体系に属する記号媒体により構成される環境（場面等）

なお、ここでいう「記号体系」とは、記号機能を担わされた全ての事物をいう。

### 3. 記号機能（コードの理論）

記号が特定の意味をもちこれを伝達する働き（記号機能）は、複雑な構成をとると説明されているが、記号表現と記号内容との対応関係は次のように6層の構造をもつものと説明されている。この構造のオリジナルは、イエルムスレウ（Hjelmslev）のものである。

	Eco	具体例	Hjelmslev
内容	経験	色の世界	連続体
	解釈された単位 意味体系	特定の波長の集まり 意味としての《緑》（文化的単位）	実質 形式
表現	統辞体系	記号としての / 緑 /	形式
	生産された単位 素材	実際の記号（ミドリ、みどり、green 等） 音声、紙の上のインクの染み等	実質 連続体

上記の対応関係の具体的内容は社会的慣習としての「コード」により緩やかに規定される。

「記号媒体は必然的にある現実の対象と対応すると言うのは、明らかに素朴すぎる態度である」とされる（p105）。相互に類似しているが異なる「文化的単位」を伝達するに過ぎない。

従って、ある記号の意味内容が「コード」上、「実質」レベルで特定の物理的事象のみに対応している場合（この場合は工学的システムの制御信号となる）を除き、対応関係は本来「恣意的」である。記号表現も「恣意的」である。

従って、同一の記号（言語）によりコミュニケーションが行われていても意味内容の実質のレベルにおいては、異なる理解をしていることがある。しかも、同一記号を使用しているので、理解の異なることを確かめることができない。確かめられるのは、通常、統辞体系（表現形式）の一致である。（設計契約は、実際の建築物に関する契約ではないので、この点は重要である。）

従って、現実のコミュニケーションにおいて、ある事物を指定することを意味内容として含むテキストは、物理的に確定した「特定物」を指定するもの以外は、慣習的に認められたある文化的単位（範囲）を指定しようとするに過ぎない。

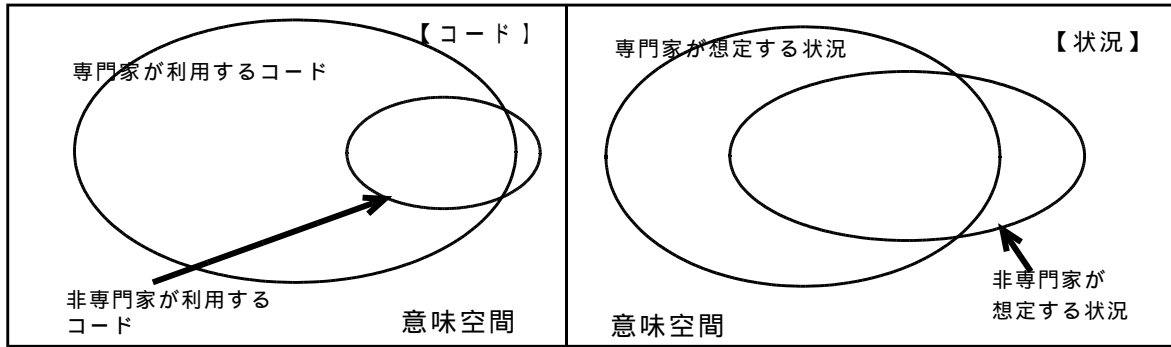
なおこの点は、設計業務の行為債務性の根拠の一つである「非標準化」生産制と関係がある。

### 4. 非対称コミュニケーションモデル

非専門家（建築主）と専門家（設計者）とのコミュニケーションにおいては、中心的な「話題内容」（建築を造ること）に関して、知識経験に大きな偏りがあることに特徴がある。

専門家と非専門家の相違は、利用する「コード」の辞書部門及び「状況」が「話題内容」に関して大幅に異なるものと考えられることができる。これを図示すると次のようになる。

図2 コード及び状況の相違



専門家の利用するコードの辞書部門は、話題内容（建築分野）に関する専門性から、非専門家のものよりも、当然、広範囲の意味空間を含むと考えられる。想定する状況も同様に専門家のものは広範囲に及ぶ。一方、非専門家のは、知識経験が狭いので専門家のものに一致しないと考えられる。単純化すれば、狭さは無理解の原因となり、不一致は誤解の原因となろう。

この様に、専門家（設計者）と非専門家（建築主）のコミュニケーションにおいては、利用されるコードと状況が同等（対称的）ではない。丁寧にコミュニケーションを行うことにより、不一致の範囲を狭めることはできる。効果からすると「教育」（要求の矛盾・対立等の調整）している面もある。しかし、特に「コード」に関して対称性を実現することは、辞書部門の専門性から理論的に不可能である。無理解が残ることは不可避である。

この種の現象を経済学では、市場取引（コミュニケーションが基盤を形成）における「情報偏在」としてとらえている。

いずれにしる、設計者が建築主の「要求」を建築工学的な指示に変換（翻訳）する過程（設計過程）において、「要求」を理解し合意に至る過程の基本構造は、非対称コミュニケーション過程と見ることができる。

5. 「不一致」のメカニズム（その1：非対称コミュニケーションにおける合意の限界）

通常のコミュニケーションにおいても、コンテキスト及び状況に依存して、送信者は説明の省略や曖昧表現等を行い、一方で受信者は独自に解釈するので、誤解、無理解等（相互不理解）が発生する。相手の理解内容を相互に完全に確認することは不可能だからである。

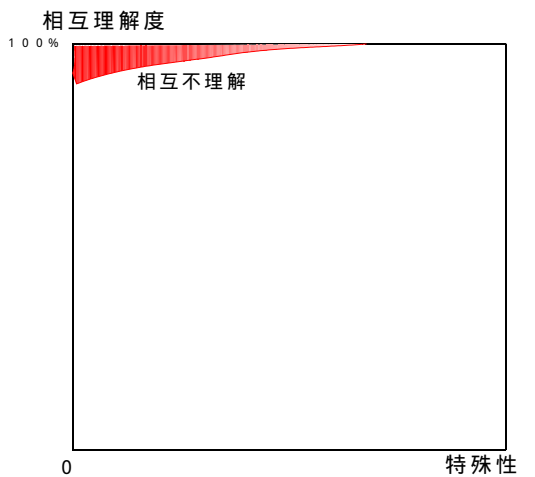


図3 説明省略等による（専門性）相互不理解

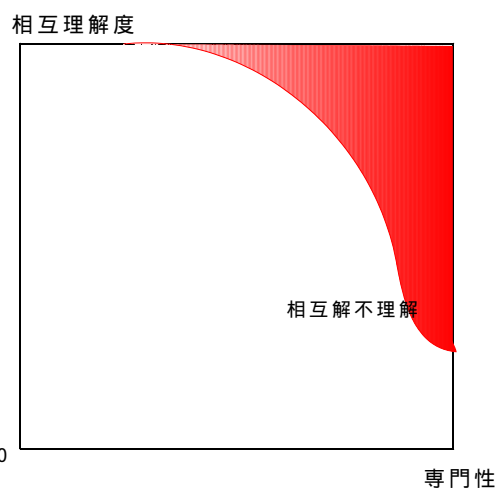


図4 非対称コミュニケーションにおける相互不理解

省略や曖昧表現等は、意識の集中が弱い場合に発生しやすいとすると、交換される情報が特

殊であればあるほど、相互不理解が起こる確率は小さくなくなると考えられる。従って、通常のコミュニケーションにおいては、誤解の発生は図3に示すような性質をもつと考えられる。

専門家は、非専門家との契約においては、如何なる分野においても、コンテキスト及び状況依存解釈が可能であっても、説明省略等を注意深く回避する責務が本来あると考えられる。

しかしながら、説明省略等が無く、その意味で完全なコミュニケーションが行われた場合であっても、「開かれた」構造をもつテキストは、解釈（理解）を相手の自由に委ねる部分が必要があるので、これにより相互不理解が発生する。相互に相手の理解内容を確認することは、記号機能の限界から完全には実現できない。これが放置される場合が残るのである。

これに対して、非対称コミュニケーションにおいては、専門家（設計者）が説明を尽くしても、専門性の高い領域では非専門家（建築主）の理解が進まない。一方建築主は、要求内容を説明したと思っていても専門家はその通りに設計（翻訳）したかどうかを確認できない。従って、誤解の発生は図4に示すような性質をもつと考えられる。

全ての業務領域で相互理解が完全になることを目標として、説明することが必要であるが、非対称コミュニケーションにおいては、前記2～4節のメカニズムにより、完全な合意（相互理解度100%）を達成できるとは限らない。説明の記録だけは、残すことができる。

「完全な合意」とは、契約上実現すべき成果に関して、実現可能で矛盾のない同一の期待が当事者双方に形成されることと言えよう。これを「合理的期待形成」とここでは呼ぶことにする。これは「説明」の基本的目標はと言えよう。「説明の難しさ」は、ここにある。

## 6. 「不一致」の責任

上記のことは、設計においてはコミュニケーションの非対称性により、専門性が高い領域において完全な合意が得られないことを示している。従って、不完全な合意に基づく期待の実現を保証できない場合が不可避免的に発生する。しかも、紛争の予防は困難である。

結論として、設計業務が行為債務的になる場合が少なくとも一つ存在することになる。即ち、実現すべき（期待される）目標の理解に、専門知識経験を要する場合  
（例：素材・構法の性質、状態の不確実性、業界標準、予算制約等に由来して期待と結果の不一致が起こる場合。

具体例：収縮、歪み、誤差、面積効果、被災状況、出来映え等に関する不満）

但し、この場合であっても、「安全の実現」（5頁 - 1）及び社会通念上「当然の要求」（5頁 - 2）に関しては、（明確な合意が無くとも）、その実現は結果債務的と考えられる。記号論上は両者はともに契約上の「コンテキスト」又は「状況」と見なされるからである。

なお、専門知識を要しないコミュニケーション一般において発生する相互不理解に基づく不一致に関しては、建築主の言語（説明）省略の場合も含めて、設計者は、「専門家注意義務」（公正原則）に基づき、基本的には有責ではなかろうか。

しかし、現実には「拳証上の限界」（言った言わない論争）により、この場合も、「安全の実現」と社会通念上の「当然の要求」に限り有責であることは明らかである。裁判官が当事者に代わって、「コンテキスト及び状況」に依存して解釈するからである。

従って、本文では、両者（図3と図4）を区別していない。

その他にも、コミュニケーションの不完全性に基づき「不一致」が生じる場合があるが、これらに関しては、建築主には不満が残るとしても、設計者の「上手下手」の問題ではないかと考える。

補論：設計業務の性格（設計＝「要求」の「体系的な建築工学的言語・記号」への「翻訳」）  
設計の物理的な存在形態に着目する。

建築主等の要求は、ほとんどの場合、日常言語で表現される。これに対して、設計内容は、設計図と仕様書等（以下、設計図書と略す）に表現される。

設計図書に表現される内容の基本的部分は、建築すべき部材の位置、大きさ、材料、施工方法等について、専門用語及び記号で表現される「命令（prescriptions）」である（「指示」とすることもできるが、記号論／言語学の「指示（refer）」と同一の表現になる。「命令」では、日本語の語感としては適切でない面があるので、以下「指図」を使用する）。

その指図に従って、工事業者が施工することによって、所定の建築物が建造されるのである。設計図書の他の部分は、「指図」に関する説明等である。

従って、設計業務は、主として日常言語で表現された「要求」を建築学的に専門的な記号・言語で表現された「指図」に変換する業務である。

この場合、「変換」は「翻訳」である。「非専門家」の言葉による要求を、文化や慣習の異なる「専門家」の言葉に換えるからである。

設計者自身の要求は、この翻訳の過程で、社会と建築主の要求とに矛盾しないように、指図の中に表現するのである。

特に注意を要する点は、要求を指図に翻訳する場合、翻訳案が通常複数存在することである。つまり、ある要求を実現するのに、ただ一つの設計しか存在しない場合は極めて少ない。設計者の創造力、豊かな経験等により、選択された「指図」（設計）の良否が決定されるのである。

設計は、建築物を造るための「指図」の集合の作成作業であるが、単なる集合ではなく、一つの建築物を造るために全体として体系化されていなければならない。要求が逐語的に翻訳された指図の単なる集合では、建築物を造ることができない。

「設計意図」という言葉が建設省告示等で使用されているが、体系化された指図の総体あるいは部分と考えることができる。

複数の要求を翻訳した指図は、相互に矛盾することがある。従って、設計は、要求の調整を不可避的に含んでいる。

要求の調整には、当然、設計者の十分な説明と、建築主の理解と協力が不可欠である。

補足：設計業務が行為債務になる場合

情報の生産（物を直接造らない活動）においては、言語記号のもつ性質、専門家の情報偏在を考慮すると、その業務が「行為債務」的な性質をもつことになる場合は、以下の通りである。

契約目標に言語的曖昧さがある場合（同一理解困難）（非対称コミュニケーション）

目標そもそもの不確実性が無視できない場合（実現可能性の制約）

「指図」を構成する言語・記号に曖昧性、多義性がある場合（非標準化生産制）

設計者が自己の能力に理解が不完全な場合（設計能力限界の無自覚）

いずれにしろ、          、          と          については、専門家の合理的期待形成を目標とした説明は義務（標準的な債務）と考える。しかし、          に関しては、個人設計者にはほとんど責任能力が無いと考えられる。

なお、これらの「場合」は相互に独立なので、当然、複合的に原因を構成することがある。